

(12) 国際交流の推進

(a) 国際交流推進・実施のための組織体制

[現状の説明]

1. 組織面での整備

昭和58年11月10日、本学に国際交流を推進・実施するための初めての専門委員会、留学生委員会が設置された。それまでは、学生部教務課内の担当官が関係教官とともに事務にあたっていた。その後、本学における国際交流の質的・量的拡大に対応すべく、昭和62年4月23日に、それまでの留学生委員会に代わって、国際交流委員会が設置され、現在に至っている。

この国際交流委員会においては、①教官及び外国人研究者の交流等に関すること、②学生の海外派遣に関すること、③留学生の受け入れに関すること、④学術交流基金に関すること、⑤その他国際交流に関すること、について審議することになっており（奈良教育大学国際交流委員会規定第2条）、本学における国際交流を推進・実施するための母体として機能している。

学内の国際交流に関する組織整備に加えて、奈良県・奈良市をはじめとした近隣地域に存在する各種国際交流機関や組織との連携も図られてきた。平成元年12月19日には「奈良地域留学生交流推進会議」が結成されている。平成11年10月現在、9つの大学と22の民間機関・組織の計31団体によって構成され、地域単位での国際交流の推進・実施に当たっている。本学の学長が本推進会議の委員として、学生部長が運営委員として参画している。

2. 人的配置面での整備

国際交流推進・実施のための組織面での整備に併行して、人的配置の面での整備も着実に図られてきた。まず、教官組織に関しては、昭和61年4月1日、本学に新しく留学生担当教官が配置された。続いて平成元年4月1日には日本語・日本事情担当教官も新規に配置されている。事務官組織に関しては、平成7年4月1日に学生部教務課内に留学生係が新設され、係長が新規に配属となった。平成11年4月1日からは、留学生の生活面への支援をより充実させる目的で、この留学生係は学生部学生課内に配置換えとなっている。

3. 規定・規則面での整備

国際交流推進・実施のための組織面での整備に併行して、それらに関する規定・規則の面での整備も図られてきた。まず、昭和58年の留学生委員会の設置に合わせて留学生委員会規則が制定され、続いて昭和62年の国際交流委員会の設置に合わせて国際交流委

員会規定が制定されている。さらに、本学における国際交流の推進・実施をより体系的・組織的に行うために、平成元年1月19日に「国際交流の方針と実施に関する要項」が制定されている。その中では、①国際交流の推進にあたって、本学の目的、規模等を考慮しつつ、広い視野に立ち、計画的に行うこと。②国際交流は、原則として対等、互恵の立場で行うこと。③国際交流の効果を高めるために、常時、必要な条件整備を行うこと。④国際交流のための特別の協定を締結する場合には、交流の内容、意義、方法等について国際交流委員会で十分に検討の上、議案を作成し、教授会に諮ること、などが規定されている。

そのほか、「入学、転学、留学、休学、退学等に関する規定」、「外国人留学生規定」、「国際学生宿舎規定」、「外国人教師の任期に関する規定」、「外国人教師の雇用に関する申し合わせ」、「学則第38条単位互換」など、本学における国際交流をより実のあるものにするための規定・規則が着実に整備されてきている。

4. 資金面での整備

国際交流を推進・実施する上で、資金面の整備も不可欠である。本学においては、本学開設100周年を記念して、様々な記念行事が実施された。その一環として100年記念事業を通して寄付金が集められ、昭和62年11月22日に委任経理金として大学に寄付された。それ以降、学術交流基金として本学における国際交流の推進・実施のために執行されている。平成11年10月現在の残額は24,664,951円となっている。その他、昭和62年6月12日には奈良大官ロータリクラブによる寄付金を元に留学生交流基金（平成11年10月現在の残額は162,107円）、平成3年10月26日には元学長の後藤禎氏による寄付金を元に留学生交流後藤寄付金（平成11年10月現在の残額は127,617円）、平成7年3月27日には民間企業（株式会社エーオー）からの寄付金を元に外国人研究者支援基金（平成11年10月現在の残額は162,107円）などが設立され、本学における国際交流の推進・実施を資金面で支えている。

[点検・評価]

国際交流推進・実施のための組織体制に関しては、組織面での整備、人的配置面での整備、規定・規則面での整備、資金面での整備のいずれにおいても、ある程度の成果は挙げていると思われる。

[長所と問題点]

本学における国際交流推進・実施のための組織体制の長所として、まず、本学が単科大学である関係上、立案から実施に至るまでのプロセスが比較的単純であり、機敏性が高く小回りが利く点が挙げられる。さらに、奈良の地域性から、国際交流における地域との連携も比較的進んでいると思われる。

問題点としては、まず、国際交流を財政面から支援していくための資金不足を挙げる

ことができる。

また、本学の国際交流の推進・実施体制の母体となっている国際交流委員会の委員の選出方法が、教授会での選出から講座グループ内での互選に変更されたが、この方法の是非に関しては、今後、本学での国際交流の推移を見ながら、再検討していく必要がある。

さらに、国際交流委員会は、国際交流の実施母体というより、国際交流に関わる事柄についての審議機関としての性格が強く、実施に関わる実務のほとんどが、事務官および留学生担当教官に覆い被さっている点も、今後、国際交流を拡大していく上で問題になることが予期される。本学の規模からして、国際交流センターの設置は望めないかもしれないが、国際交流室のような実施母体を設置する方向は、検討に値する。

[将来の改善・改革に向けた方策]

大学改革の大きなうねりの中で、本学における国際交流の実施・推進体制は、いずれ大幅な見直しを必要とすると思われるが、現段階での改善・改革に向けた方策として、以下の点が指摘できる。

第一に、国際交流を円滑に進めていく上では、組織面での一層の整備に加えて、資金面での支援体制をさらに強化する必要がある。近年、本学における国際交流の財源は年々縮小傾向にある。特に、本学の国際交流の中心的財源として維持してきた学術交流基金は、基金の利子のみを活用する方針が取られてきたが、ここ数年は、基金の元金そのものを切り崩して行かなければならない状況に陥っている。今後国際交流を安定的に継続していくためには、財源をいま以上に強固なものにしていく必要がある。

第二に、今後、大学と地域との緊密な連携がなお一層必要となってくる状況の中で、国際交流の面での、より一層の地域との連携が求められている。現在すでに国際交流の面での地域との連携を図る組織として、「奈良地域留学生交流推進会議」が動いているが、今後本学に期待される国際化を視野に入れると、必ずしも十分とは言えない。今後、本学に在籍している留学生が各種の地域イベントやプログラムに日常的に参画することによって、地域の国際化に積極的に貢献する体制づくりが必要になってくると思われる。

(b) 国際交流のための施設・設備等

[現状の説明]

国際交流のための施設・設備としては「国際学生宿舎」がある。本学日本人男子学生と外国人留学生に勉学と居住の場を提供している。収容定員は日本人男子学生60名、外国人留学生40名で、各部屋トイレ付きの個室となっている。共有スペースには、和室／談話室／学習図書室／補食室／洗濯室／男女別シャワー室がある。

他には特に外国人であることを考慮した施設・設備等はなく、日本人学生と同じ環境

が提供されている。

[点検・評価]

「国際学生宿舎」には外国人留学生40名の居住が確保されているが、その他の施設・設備は特になし。留学生にある程度の日本語能力があることを想定して、日本人学生と同等の扱いを行っている。

一方では、日本人学生の入居資格に「学部」男子学生という制約がある。「学部」という制約に合理的な意味があるのかどうか疑問である。外国人留学生の入居資格にその制約がない以上、平等の観点からこの制約を再考すべきであると思われる。

また、本学の施設・設備への外国人留学生の要望を汲み上げる仕組みが整備されていない。留学生の要望を受け止め、具体的な改善の方策を探る上で、是非ともそういった仕組みを整備していく必要があろう。

[長所と問題点]

現状では、外国人留学生に最低限の居住を提供しているのみで、積極的な長所は認められない。特に問題なのは、外国人研究者用の施設・設備が皆無であることである。研究者の場合は、高度な専門的研究での交流が目的で、十分な日本語能力は前提にできない。外国人研究者の訪問については、教官が個人レベルで、または奈良女子大学の国際交流会館など、他大学の施設を援用して、対処しているのが現状である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

大学が本来その機能を果たすべき高い学術水準での真の国際交流を目指すのなら、本学の施設・設備は、まだまだ不十分であると思われる。日本に居ることを意識しないぐらいの教育、そして特に研究環境の構築を目指すべきである。その際、本学の規模を考慮するならば、近隣の諸大学と連携して施設・設備を援用し合いながら拡充していくのも、一つの方策であろう。

(c) 留学生の受け入れ

[現状の説明] [点検・評価]

1. 受け入れ留学生について

過去5年間の在籍留学生は（表12-1）の通りである。留学生総数はこの5年間、大きく変動することなく45～50人で推移していることがわかる。最近5年間の特徴としては国費の「日本語・日本文化研修留学生（日研生）」が安定的に在学していることが挙げられる。彼らの出身国は多様であるが、いずれも日本語または日本文化を専攻している学生であり、こういった学生に対して奈良という歴史ある都市に位置する本学が、

魅力ある留学先として選択されていると考えることができるであろう。

2. 教育指導体制とカリキュラムについて

学部留学生については、外国語科目を日本語で置き換えたり、教養科目の一部を、日本事情の授業で読み替える措置をとっている。

10月来日の日研生等については、既存の日本語の授業の中から、数科目の履修を義務づけている。特に、読み・書きに重点を置き、またチューターをつけることによって日本語の話し言葉の多様性を具体的に体験できるようにしている。

更に、学部の一般学生との交流をすすめる意味もあって、日本文化や日本事情の授業は、留学生の専用授業にはせず、一般学生のとる授業の中で設定されている。

9月に来日する米国姉妹校留学生の授業については、日本語が使えないでの、原則として英語で行われている。ただし期間が変則的である為、毎年非常勤講師の確保に苦労する。研究留学生および研究生の場合は、個々に指導教官がつき、それぞれのペースで研究を進めている。

[長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

1. 受け入れ留学生について

上述したように、現在本学では安定的な学部留学生と、一年単位で交替する日研生を中心とする留学生が二つの大きなグループとなっている。

大学改編の中にあって、終始変わらなかつたのは、留学生を安定的に受け入れたいという本学の姿勢であった。この方針は、今後も堅持していくべきであろう。

また、日研生については、教員養成大学ではあっても、歴史ある奈良に位置する大学ということと、大学規模の割には多様な授業が展開されているというメリットを生かし、是非今後も現状、あるいはやや増の人数で受け入れていくことが望ましいと思われる。

ところで、本学での留学生に関する事務処理の要となっている留学生係の配置に関しては、留学生50名の在籍が一応の目安とされている。そこで、海外からの留学生の数が伸び悩んでいる現状の中で、今後いかに継続的に50名以上の留学生を確保して行くかが大きな課題となるであろう。因みに、本年度の留学生総数は、私費留学生も含めて前期が46名、後期が49名に留まっている。以前日本政府が打ち出していた留学生10万人計画のもとでは、各大学が総在籍学生数の約5%の留学生を確保することが一つの目標となっていたが、50名以上の留学生の確保は、この目標とも合致している。

このうち、私費学部留学生については、人数にも出身国にも顕著な変化は見られないことに注目すべきである。これは学生の出身国の事情ともかかわっているので、本学だけで解決できる問題ではないが、これから考えるべき問題として、次の点があげられるであろう。

(1) 教員養成課程は、留学生の関心を引きにくい場合がある。従って、今後私費学部留学生を増やす方針ならば、総合教育課程での更なる受け入れを積極的に検討すべ

きである。

- (2) 教育大学という名称は冠していても、実際には多くの分野の授業が展開されており、その中には留学生に関心を強くもたれている分野もある。この点については、より一層の広報活動を行うべきである。
- (3) 選考方法については、今までに様々な検討を繰り返した結果、評価の基準が一応定まってはいるものの、その時々に応じ、適宜再考していくべきである。

2. 教育指導体制とカリキュラムについて

留学生と共に学ぶことによって得られる教育的意義は以下のように纏められるであろう。

- (1) 留学生の出身国、地域は非常に多様であり、また日本からの距離も様々である。従って奈良に居ながらにして、外国の習慣価値観をごく一部ではあっても垣間見るきっかけになる。
- (2) 一般に留学生の学習意欲は非常に高い。また知的好奇心も旺盛なので、遠慮なく質問をしてくることが多い。それらに応えようとすることが、また一般学生の学習に繋がる。
- (3) 一般学生は、大学入学まで「日本」「日本語」について深く考えていない場合が少なからずある。このような学生にとって、数年間の学習で殆ど日本語に不自由せず、また日本の文化・歴史についても豊富な知識を持った留学生と接することは、大変な刺激となっている。
- (4) 同世代と本音で語ることにより、国家や民族を超えて理解できる場合があることを体験し、また反対に乗り越えられない壁を感じる場合があることも実感できる。将来に向けては、一般学生と留学生の双方のために、今後更に、共に学ぶ場を増やして行くべきだと考える。「共修授業」を考えるに当たっては、従来型の「国際理解」とか「異文化理解」等にしばしば見受けられる、留学生発信・一般学生受容型の授業だけではなく、一般学生が「日本」について発信し、それを留学生が受容し・考えるという双方向の形態の授業を合わせて行うことが重要であると思われる。

表12-1 外国人留学生受入状況 (最近6年間、各年度5月1日現在)

1. 費用別

| 区分\年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 国費留学生 | 10 | 17 | 14 | 16 | 13 | 18 |
| 私費留学生 | 32 | 33 | 33 | 30 | 31 | 28 |
| 外国政府派遣留学生 | | | | | | |
| 計 | 42 | 50 | 47 | 46 | 44 | 46 |

2. 身分別

| 年度 区分 | 平成 6年度 | 平成 7年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 10年度 | 平成 11年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 学部学生 | 12 | 14 | 16 | 16 | 13 | 12 |
| 学部研究生 | 5 | 5 | 6 | 2 | 7 | 2 |
| 科目等履修生 他 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 4 |
| 日本語・日本文化研修留学 | 3 | 6 | 8 | 8 | 7 | 9 |
| 大学院学生 | 16 | 16 | 12 | 14 | 11 | 12 |
| 大学院研究生 | 1 | 4 | 4 | 1 | 3 | 3 |
| 教員研修留学生 | 4 | 4 | 1 | 3 | 2 | 4 |
| 計 | 42 | 50 | 47 | 46 | 44 | 46 |

3. 出身国別

| 年度 区分 | 平成 6年度 | 平成 7年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 10年度 | 平成 11年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 中国 | 20 | 24 | 26 | 28 | 29 | 26 |
| 韓国 | 11 | 12 | 8 | 5 | 4 | 4 |
| 台湾 | 6 | 5 | 4 | 4 | 3 | 1 |
| ドイツ | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| インドネシア | | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| アメリカ | | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| フィリピン | 1 | | | | | 1 |
| タイ | 1 | | | | | 1 |
| ミャンマー | 1 | | | | | |
| ブラジル | 1 | | | 1 | | 1 |
| ルーマニア | | 1 | | | 2 | 2 |
| バングラデシュ | | 1 | | | | |
| フランス | | 1 | 1 | 1 | | 1 |
| スウェーデン | | | 1 | | 1 | |
| チェコ | | | 1 | | | 1 |
| ポーランド | | | 2 | | 1 | 1 |
| カザフスタン | | | | 1 | | |
| イギリス | | | | 1 | | |
| メキシコ | | | | 1 | | |
| ベネズエラ | | | | | | 1 |
| ロシア | | | | | | 1 |
| 計 | 42 | 50 | 47 | 46 | 44 | 46 |

(d) 留学生の派遣

[現状の説明]

1. 派遣留学生数等

過去5年間（平成6年度～平成11年度）の本学からの派遣留学生数は（表12-2）の通りで、合計24名である。本学の留学派遣制度に関しては、平成6、7年度は「教員養成系大学・学部学生海外派遣制度」及び「学生国際交流海外派遣制度」、平成8年度以降は「短期留学推進制度（派遣）」に基づいている。派遣先は毎年、アメリカ合衆国のセントラル・ミシガン大学とロックヘイブン大学、ドイツ連邦共和国のハイデルベルク大学となっており、平成10年度より大韓民国の嶺南大学、平成11年度よりルーマニアのブカレスト大学が加わった。これらはいずれも大学間交流協定に基づくものである（「(e) 国際交流協定」の項参照、以下「派遣留学生」とはこの大学間交流協定に基づく留学生を指す）。

派遣期間は派遣先の教育年度展開に対応するように配慮された10ヶ月から12ヶ月間である。

派遣留学の形態は国費留学と私費留学のケースがあるが、いずれにせよ本学に在学中の留学であり、

派遣期間中も本学への授業料は免除されない。大学間交流協定の内容が協定校によって必ずしも一定ではなく、とくに私費留学の場合、協定校へも授業料を同時に支払わねばならないケースがある。

2. 選考

国費派遣留学生の選考は、毎年年度末から年度始めの時期に、国際交流委員会が「海外派遣留学生選考基準」に基づいておこなっている。原則として出国時において3回生に在籍する者を対象に、2回生までの学業成績と派遣先国必要な言語についての筆記及び会話試験等の結果を参考として総合的に判断して被推薦者を選考し、教授会の承認を経て文部省に申請している。とくに、英語圏への留学希望の場合には、TOEFLの受験を義務づけており、また、会話試験は面接形式で、応募者の海外生活に対する適性の把握もおこなわれるよう配慮している。

私費留学生の選考と派遣についても、国費派遣留学生の場合に準じた方法が採用されている。

3. 事前情報提供

派遣留学生に対する事前指導は、従来、公的には教務課のもとにオリエンテーションが行われ、留学に際して必要とされる事務手続き等の説明がなされていたが、平成11年度より留学関係の事務担当が学生課に移っている。

派遣先国及び派遣先大学の状況についてのより詳細な情報は、現在のところ私的レベルで提供されている。

4. 帰国後

派遣留学生が派遣先大学で修得した単位については、本人が教務課に申請すれば、学則に基づき年間30単位を越えない範囲で、本学の授業料日単位として認定されることになっている。

具体的には、まず派遣留学生本人が、派遣先大学で修得した単位が本学の授業科目のどれに相当するのかを判断し、本学の当該授業科目担当教官の了承を得た後、教務課に単位互換を申請する。次に、教務課は派遣留学生からの申請内容を教務委員会に諮り、さらに、教授会の審議決定を経て本学の単位に認定されることになる。

派遣留学生はすべて留学扱い（休学はできない）であり、本学の所定の単位数を修得すれば、通常の学生と同じく4年間で本学を卒業できるようになっており、現実にほとんどの派遣留学生が4年間で本学を卒業している。

なお、大学間交流協定に基づかない、全く個人的な私費留学が考えられるが、この場合は本学を休学する扱いとなる。休学期間中本学の授業料は徴収されないが、留学先で修得した単位の本学単位としての認定はされず、留学期間が本学の修業年限に算入されることもない。

〔点検・評価〕 〔長所と問題点〕

1. 派遣留学生数等

国費による派遣留学生の数は従来ほぼ一定数にあったが、平成10年度より単位数にまで減少した。一方、私費による派遣留学生の派遣は従来ごく少人数（表外では、平成2年度に2名）であった、平成5年度のハイデルベルク大学との交流協定締結以降の大学間交流協定の拡大と見直しにともない、近年増える傾向にある。

過去5年間の派遣留学生の課程・専攻をみると、平成7年度に設置された総合文化科学課程 国際文化コース比較文化専修所属の学生が5名で最も多い。これはそのコース・専修の性格から当然と考えられる。派遣先は全員アメリカ合衆国である。ついで中学校教員養成課程・家庭専攻の学生3名がいずれも留学先はドイツ連邦共和国である。以下、2名派遣の専攻をあげると、中学校教員養成課程・英語専攻からアメリカ合衆国へ、小学校教員養成課程・音楽専攻、中学校教員養成課程・音楽からいずれもドイツ連邦共和国へ、小学校教員養成課程・体育専攻からアメリカ合衆国と大韓民国へ派遣されている。この中では、音楽専攻学生と家庭専攻学生のドイツ留学が目立つ傾向といえよう。

2. 選考

派遣留学生の決定方法について「海外派遣留学生選考基準」は派遣希望学生の出願条件を明確に定めている。2回生の前期までの科目単位数の取得条件を各科目的種類ごとに明示し、それに修得単位の成績平均値の条件数値を加えている。

また「現状の説明」に記した通り、面接試験等の活用により語学能力の程度、海外生活に対する適性の把握を加えて、選考にあたっては「海外派遣留学生選考基準」文言削除等により選考に関わる各要素を数値化して、厳正に判定できるように配慮されている。

3. 事前情報提供

派遣留学生には、帰国後留学体験記を学生部広報（「天平雲」）等に寄稿してもらっている。これは、在学生への広報活動の一端となっている。

海外生活にまつわるトラブル等を未然に防ぎ、実り多い留学生活を遂行させるために、海外生活全般にわたる情報を派遣学生が得られるよう、派遣先国、派遣先大学の状況について、より詳細な情報提供を公的におこなうよう努力している。

4. 帰国後

過去5年間（平成6年度派遣～平成10年度派遣）の派遣留学生の単位認定の状況をまとめると、申請者15名、合計115単位で、申請者平均で7.7単位である。最高年間30単位まで認定できることになっているが、実際に認定された単位は14単位が最高で、全体的に少ない傾向にある。理由として考えられるのは、一つには派遣先大学で修得した単位と本学での授業単位の間の整合性の問題、いま一つには、言語・文化の壁に阻まれ、派遣先大学で単位自体が思うように修得できないという問題であろう。過去5年間で、5名の派遣留学生が単位認定の申請をしていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

1. 派遣学生数等

大学間交流協定に基づく本学からの派遣留学生は、過去10年に亘っても継続的かつ順調に展開されてきたと考えられるが、国費による派遣留学生の数が平成10年度より単位数にまで減少した事態には、それ自体に何らかの対応策が要請される。他方、私費による派遣留学生の数が増加している事実は、まず当該学生の留学に対する熱意を示しているし、総合文化科学課程 国際文化コース 比較文化専修（平成11年度改組後は 総合教育課程 生涯学習コース 国際理解教育専修）という、海外に向けた関心領域をより開かれたものにする学内の教育体制がその背景にあると考えられる。私費留学という個人負担の重い形態を学生留学の主軸としないような制度の方策の検討が望まれる。

2. 選考

私費留学生の増加は、大学間交流協定の拡大とも連動した現象であると考えられる。従来英語圏、ドイツ語圏に限られていた派遣対象国が大韓民国やルーマニアに拡大したことから、派遣留学生の選考においても、派遣先での語学力、文化適応力等の見きわめが新たな検討課題として浮上している。

3. 事前情報提供

[点検・評価] [長所と問題点]に記したように、派遣先国、派遣先大学の状況についてより詳細な情報提供をおこなう必要性は高い。大学間交流協定に基づいた派遣留学生、受け入れ留学生からの情報を収集・蓄積し、プライバシー保護に配慮しつつ留学希望学生に提供できるようなシステムも検討されてよいであろうし、大学間交流協定に基づかない私費留学の形態についても、学内の対応を検討する必要がある。

4. 帰国後

派遣留学生が派遣先大学で修得した単位の本学での認定制度の問題点としては、単位認定を希望する授業料日の選定が、基本的に派遣留学生本人の判断に任せられている点にある。派遣先大学で修得した単位が本学のどの授業料日単位に相当するのか、その対応関係について一定のルールもしくは何らかの客観的なガイドラインを示す必要があると思われる。今後、関係する委員会等における検討が望まれる。

また、私費留学生に関しては、休学中に海外で取得した単位は、文部省が各大学の裁量で認可することを認めているにも拘わらず、本学においてはいまだに認可の対象になっていない。公費派遣学生の数が従来の三名から実質的に一名に減少してきているなかで、今後ますます本学を休学し、私費で海外の大学に留学する学生の数が増えて行くことが予想される。その意味でも、早急に休学中に海外の大学で取得した単位を認可していく制度を整えていく必要がある。なお、このことに関しては、現在の本学の単位認定規定でも基本的には可能であるので、教務委員会と連携して、早急に実現する必要がある。

(表12-2) 派遣留学生数

| 区分 | 年度 | 平成 7年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 10年度 | 平成 11年度 |
|------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 国費留学 | | | | | | |
| アメリカ セントラルミシガン大学 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| アメリカ ロックハイブン大学 | 1 | 1 | 1 | | | |
| ドイツ ハイデルベルク大学 | 2 | 2 | 1 | | | |
| 私費留学 | | | | | | |
| アメリカ セントラルミシガン大学 | | | | | | |
| アメリカ ロックハイブン大学 | | | | 1 | 1 | 2 |
| ドイツ ハイデルベルク大学 | | | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 韓国 嶺南大学 | | | | | | |
| ルーマニア ブカレスト大学 | | | | | | 1 |
| 計 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |

(e) 国際交流協定

[現状の説明] [点検・評価]

交流協定は、毎年相互互恵的な成果が得られることを基本方針として、1886年7月にアメリカのロック・ハイブン大学と締結したのを最初に、1999年11月の現在に至るまで、

五大学及び一大学連合と締結した（表12-3）。この協定の基本方針に従いながらも生じてきた問題には柔軟に対応しつつ学生間交流はおおむねその成果をあげてきていると言える。しかし、日本への年間留学生数が減少傾向のある昨今、単に提携先を増やすのではなく、現状の交流実績を維持し、更に充実したものにしていくためにも、文部省の留学生受け入れ政策の方針と実情の流れの中で、交流協定に基づく留学生の受け入れに一層の努力が必要である。

ロック・ハイブン大学との協定書は必要最小限の項目を簡潔に記した親協定と覚書からなるもので、締結の翌年から現在まで間断なく相互に交流を可能なものにしているのであるが、簡潔なだけに相互の誤解に基づく問題も少なからず生じている。とりわけ、授業料に関する問題が挙げられる。1993年に大学間交流協定に基づき外国人留学生に対する授業料などの不徴収制度が文部省により設けられた。その制度は協定書の緻密化とともに、1993年のドイツハイデルベルグ大学及び1996年のセントラル・ミシガンとの協定書に生かされることになった。ただ、元来授業料が必要でない前者ドイツの大学と、日本の国公立大学に比べ高額の授業料が求められるアメリカの大学とでは、相互互恵という点で協定書の文面にその相違が反映されることになる。この点は1993年のロックハイブン大学との協定書の改定を巡る交渉開始以来現在まで、また、セントラル・ミシガン大学との三年目の見直しにおいても、改善を前提に協議を継続している。

1999年3月には新たに韓国の嶺南大学及びルーマニアのブカレスト大学と交流協定を締結し、第一回目の相互互恵の学生交流が始まっている。これらの協定書にはそれまでの経験が生かされ、更に今後新しく交流協定を締結する場合にも、その準拠枠となるように作成されている。そのひな型としてセントラル・ミシガンとの協定書が用いられ、内容はそれぞれの大学の事情に応じて弾力的に変更されている。また、協定書の正文は英語のものとし、その訳文はそれぞれの大学の責任において作成することになっている。

[長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

ロック・ハイブン大学等との協定書には必要条件として学生、教職員、そして学術文献の三つの項目について相互互恵的な観点から振り返り、各大学との友好関係の維持・発展を図るとともに、協定書の見直しをも視野に入れて、改善・改革の方策を考える必要がある。

1. 学生の相互交流

今までに本学が学生（表12-3）を派遣し、また受け入れている協定締結先大学の学生数（表12-4）から、指摘できる問題点は二つに絞られる。先ず、学生間交流を互恵的に行うに際しては、毎年できるだけ同数の学生を相互に派遣し受け入れることが望ましいのであるが、特に授業料の不徴収を協定書の中でどのように定義するかによって、継続的かつ円滑的な交流の推進が図れるかが問われることが第一点である。第2点は、授業料の不徴収が明確にされたとしても、提携先の大学の国情により、生活費関連の費用の格差が日本側での受け入れに支障を來す可能性である。以上の二点において、一応問題がなかった交流先はハイデルベルグ大学である。アメリカの二大学とは特に授業料不徴収の点で現在も改良に向けて前向きに取り組んでいる。また、嶺南大学とブカ

レスト大学の学生の受け入れに当たっては、来日後の生活費関連の費用の点が、今後の受け入れに支障を来すこととも考えておく必要がある。

2. 研究者交流と共同研究

交流協定校との研究者交流は、現在まで、ロック・ハイブン大学との間に交流提携の初期に半年間の受け入れと派遣がそれぞれ一度あっただけである。受け入れについては宿舎の面で、また派遣については渡航費その他の費用の面でそれぞれの問題が継続的な交流を困難々している。1999年前期で研究者の相互交流の合意に達し、来年の10月にセントラル・ミシガン大学から1年間の予定で本学の授業を担当することとなる。

共同研究に関しては、(f)で詳述するように、保健体育教室が科学研究費補助金により、ロック・ハイブン大学及びハイデルベルク大学を行い、一定の成果を上げてきている。今後更にどのような共同研究が各協定校と可能かを明らかにするためにも、国際交流委員会が主体となって協定校情報を収集することが求められている。

3. 学術文献の交換

この点については、協定書で述べられていなくても本学においては国際交流委員会が、提携先大学ではそれに相当する機関が窓口となって、手紙などによる依頼により可能であると思われる。これは2.の共同研究を推進するに当たっても、重要な情報源となることから、早急に実現する必要がある。

以上「大学間交流協定」についての現状と今後の改善点を述べてきたが、重要なことは、いずれの点においても、「継続」を可能とするような基本的な共通認識が大学全体として必要不可欠であることである。その点を今後の国際交流委員会の取り組むべき課題として指摘できるであろう。

(表12-3) 外国の協定校等への本学学生の(派遣)状況

| 区分 | 年度 平成 6年度 | 平成 7年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 10年度 | 平成 11年度 |
|------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 国費留学 | | | | | | |
| アメリカ セントラルミシガン大学 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| アメリカ ロックハイブン大学 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| ドイツ ハイデルベルク大学 | 2 | 2 | 2 | 1 | | |
| 私費留学 | | | | | | |
| アメリカ セントラルミシガン大学 | | | | | | |
| アメリカ ロックハイブン大学 | | | | | 1 | 2 |
| ドイツ ハイデルベルク大学 | | | | 1 | 2 | 2 |
| 韓国 嶺南大学 | | | | | | 2 |
| ルーマニア ブカレスト大学 | | | | | | 1 |
| 計 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |

注：1. 国費留学の派遣制度は、平成6、7年度は「教員養成系大学・学部学生海外派遣制度」及び「学生国際交流海外派遣制度」、平成8年度以降は「短期留学推進制度（派遣）」。

2. 派遣期間は、アメリカは8月から翌年5月、ドイツは9月から翌年7月。韓国は10月から翌年9月

(表12-4) 外国の協定校等からの学生受け入れ状況

| 区分 | 年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 |
|------------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| アメリカ セントラルミシガン大学 | | | 1 | 1 | | 1 | |
| アメリカ ロックヘイブン大学 | 1 | 1 | | | 3 | 1 | 1 |
| ドイツ ハイデルベルク大学 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 韓国 嶺南大学 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| ルーマニア ブカレスト大学 | 1 | | | | 3 | 2 | 2 |
| タイ 36RI | | | | | | 1 | 1 |
| 計 | | 5 | 5 | 4 | 9 | 8 | 7 |

注：1. 受け入れ期間は、アメリカは9月から12月、他は10月から翌年9月。

2. タイ 36RIとは、36のラジャパット インスティチュート（地域総合大学）のこと。

3. 韓国、ルーマニアは今年度交流協定締結。

(f) 研究者交流

[現状の説明] [点検・評価]

1. 教員の海外研究派遣

学術研究の進展とともに、大学教員を海外へ派遣する必要性は近年増大している。（表12-5）に、最近5年間（平成6～10年度）における本学教員の海外派遣件数を示す。この5年間における年間平均海外渡航件数は49件であるが、平成9年度は41件、平成10年度は44件となっており、伸び悩んでいる状態が続いている。

この5年間の海外渡航件数を経費負担別に見ると、政府関係事業（文部省事業28%、他省庁等5%）によるものの合計が34%、その他の国内資金に基づくものが9%、外国政府関係によるものが6%となっており、全体の49%が公的な資金援助を受けている。なお、平成10年度について見ると、政府関係事業（文部省事業48%、他省庁等5%）によるものの合計が52%、その他の国内資金に基づくものが9%、外国政府関係によるものが5%となっており、全体の66%が公的な資金援助を受けている。このことから、平成10年度は、政府関係事業の中でも文部省事業による海外渡航件数の割合が増加していたことが分かる。

この5年間の総派遣件数243件のうち、派遣期間が1か月を越えるものは、26件(11%)に留まっており、国際会議等への出席などを目的とする短期の渡航が多くった。この2年間において派遣期間が1か月を越えるものは、平成9年度が41件中6件(15%)、平成10年度が44件中5件(11%)であり、派遣期間が1か月を越える渡航件数の割合は増える傾向にないことが分かる。

(表12-6)は、最近5年間(平成6~10年度)における教員海外渡航件数を国・地域別に示したものである。この5年間に40の国および地域に教員を派遣している。件数の多い順に、アメリカ(20%)、中華人民共和国(9%)、ドイツ連邦共和国(7%)、大韓民国(7%)、フランス(7%)、イギリス(6%)となっている。また、大陸レベルで比較すると、欧州が42%、アジアが27%、北米が23%であり、これらで全体の91%となる。ここ2年間の傾向として、若干ではあるが、欧州圏が減少し、アジア圏が増加している。

2. 海外の研究者との交流

学術研究は、人と人との往来によって発展する。本学は、世界の先進諸国から優れた研究者を招致し共同研究等を推進するとともに、発展途上国からは気鋭の若手研究者を受け入れ、学術研究を通して国際交流・国際協力の推進に努めている。

(表12-7)は、最近5年間(平成6~10年度)における外国人研究者受け入れ件数を、経費負担別に示している。この5年間の年間平均受け入れ件数は、7.4人であり、特に増加・減少の傾向は見られない。

我が国の国立大学では、文部省事業をはじめ種々の制度により、外国人研究者を招聘している。外国語や専門教育を担当するため勤務契約により一定期間雇用する「外国人教師・外国人講師(非常勤講師)」、外国人教員の任用等に関する特別措置法により任用する「外国人教員」、共同研究を目的に雇用する「外国人研究員」、中国の研究者の研究能力向上並びに受け入れ大学における学術研究の発展を目的として受け入れる「中国政府派遣研究員」、国際シンポジウム参加のために招致する外国人研究者、日本学術振興会の招聘諸事業に基づく外国人研究者、国際協力事業団(JICA)事業による開発途上国からの研修員、国際交流基金による研究者の招聘などがある。本学のこの5年間の外国人研究者受け入れ状況を経費負担別に見ると、文部省事業が62%(科学研究費補助金:35%、外国人教師・講師:24%)、文部省以外の政府関係機関が27%となっている。なお、文部省事業の「任用法上の外国人教官」、「外国人研究員」、「国際シンポジウムのための招致」での受け入れはこの5カ年では実施されなかった。

(表12-8)は、最近5年間(平成6~10年度)における外国人研究者受け入れ件数を、国・地域別に分類したものである。中国、アメリカ合衆国、大韓民国、ドイツ連邦共和国など、11か国から研究者を受け入れている。大陸レベルで比較してみると、アジア43%、欧州30%、北米22%となっている。できるだけ、特定の国や地域に偏らないで、広く世界中の研究者との学術交流を図りたい。

[長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

1986年のロック・ハーヴィン大学との国際交流協定の締結がきっかけとなり、昭和62年度~平成元年度文部省科学研究費補助金(海外学術研究)「生涯スポーツ促進に関する

「日米比較研究」が実施された。さらに、この継続的な研究として、平成6・7年度文部省科学研究費補助金（国際学術研究）「生涯スポーツ促進に関する日米比較研究」が、引き続きロック・ハイブン大学と共同で実施された。また、国際交流協定を締結しているドイツのハイデルベルク大学との共同研究として、平成9～11年度文部省科学研究費補助金（国際学術研究、平成11年度は基盤研究Bとして交付）「生涯スポーツ促進に関する日独比較研究」が実施された。こうした一連の「生涯スポーツ」に関する共同研究によって、延べ11人の研究者を受け入れ、本学からは延べ25人の教員を派遣した。

こうした「生涯スポーツ」をテーマとする一貫した国際共同研究は、ロック・ハイブン大学・ハイデルベルク大学との学術交流を促したばかりでなく、本学の保健体育教育の領域に、生涯スポーツ教育の必要性を迫るものとなった。この内圧の高まりがカリキュラムの再編に反映した結果として、平成11年度の学部改組に伴い、総合教育課程生涯学習コースに健康・生涯スポーツ専修が設置された。

上述したような研究者交流の長所を指摘することもできるが、本学の研究者交流の大きな問題点は、教員の海外渡航件数と外国人研究者受け入れ件数の伸び悩みにあると言える。前者の原因の1つとして、政府関係機関以外の国内資金による海外渡航が少ないとある。〔表12-5〕に示すように、本学の場合はわずか9%にすぎない。他大学の中には、政府関係機関以外の国内資金によるものが50%を越える大学もある。最近では、科学研究費補助金や委任経理金を使っての短期の海外出張は頻繁に行われるようになってきているが、長期（10ヶ月以上）の在外研究に関しては、文部省在外研究員制度に頼らざるを得ないのが現状である。今後は積極的に産業界との連携を促進することも必要かとも思われるが、産業界とのつながりが希薄な文系の教官の場合には、やはりこれに頼らざるを得ない。

そこで、今後、研究面での国際交流をさらに推進していくためには、在外研究の条件を緩和し、公的な在外研究員制度だけに頼らず、本学独自で教官を長期にわたって派遣する体制を整備していく必要がある。例えば、今後そのウエイトが大きくなると言われる学長裁量経費において海外渡航の経費の枠を設けるなどして、研究者の海外出張を支援していくことも可能であろう。また、本学に割り当てられている外国人教師枠を活用し、海外の大学と連携しながら、本学教官を長期にわたって海外に派遣することも可能と思われる。さらに、海外の大学でひろく実施されているサバティカル・リープの制度も、今後、積極的に検討していくことが必要であろう。既に（a）で触れたように、本学には開設100周年を記念して設置された奈良教育大学学術交流基金があるが、この基金は教職員及び外国人研究者の学術交流に必要な経費を補助するという規定が設けられている。今後、この基金の運用の仕方を検討し、更に基金の整備を進めることによって、教職員の海外派遣および海外の研究者との交流を資金面から支援していくことが、強く求められよう。

また、（b）でも述べたように、本学には外国人研究者のための十分な宿泊施設がなく、奈良女子大学の国際交流会館に頼らざるを得ない状況にある。外国人研究者受け入れのための宿泊施設の整備も必要であることは言うまでもない。

(表12-5) 本学教員の海外渡航件数

| 年度 区分(経費負担別) | 平成 6年度 | 平成 7年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 10年度 | 合計 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------|
| 1. 文部省事業 | 13 | 13 | 14 | 8 | 21 | 69 |
| (1) 在外研究員制度 | (6) | (7) | (12) | (4) | (2) | (31) |
| (2) 国際研究集会派遣 | | (1) | (2) | | (2) | (5) |
| (3) 科学研究補助金(国際研究) | (6) | (5) | | (2) | (5) | (18) |
| (4) 科学研究補助金(その他) | | | | (1) | (9) | (10) |
| (5) その他 | (1) | | | (1) | (3) | (5) |
| 2. 文部省以外の政府関係機関 | 7 | 0 | 2 | 2 | 2 | 13 |
| (1) 国際協力事業団 | | | | | (1) | (1) |
| (2) 国際交流基金 | (6) | | (1) | (1) | | (8) |
| (3) その他 | (1) | | (1) | (1) | (1) | (4) |
| 3. その他の国内資金 | 2 | 11 | 5 | 1 | 4 | 23 |
| 4. 外国政府・研究機関 | 0 | 7 | 2 | 3 | 2 | 14 |
| 5. 私費 | 25 | 34 | 23 | 27 | 15 | 124 |
| 合 計 | 47 | 65 | 46 | 41 | 44 | 243 |

(表12-6) 国・地域別教員海外渡航件数

| 国・地域 | | 年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 合計 |
|-------------|----------|----|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
| アジア (65) | 大韓民国 | 3 | 6 | | 4 | 4 | | 17 |
| | 中華人民共和国 | 3 | 7 | 1 | 5 | 6 | | 22 |
| | タイ王国 | | | 1 | | | | 1 |
| | フィリピン | | 1 | | | | | 1 |
| | ベトナム | | 1 | | 1 | | | 2 |
| | 台湾 | | | 2 | 2 | 3 | | 7 |
| | スリランカ | | 1 | | | | | 1 |
| | トルコ | | 2 | 1 | | | | 3 |
| | パキスタン | | | | | 1 | | 1 |
| | シンガポール | | | | 1 | | | 1 |
| | インド | 2 | | | | | | 2 |
| | インドネシア | 2 | 1 | | | | | 3 |
| | 香港 | 1 | | 3 | | | | 4 |
| 大洋州 (13) | オーストラリア | | 2 | 3 | 5 | 1 | | 11 |
| | ニュージーランド | | | 1 | 1 | | | 2 |
| 欧洲 (102) | ドイツ連邦共和国 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | | 18 |
| | イギリス | 5 | 2 | 2 | 1 | 5 | | 15 |
| | ポーランド | 1 | | | | | | 1 |
| | スイス | 1 | 2 | | 2 | | | 5 |
| | ギリシャ | | 2 | 1 | | | | 3 |
| | チェコ | | | 1 | 1 | 2 | | 4 |
| | イタリア | 1 | 3 | 3 | | 2 | | 9 |
| | カザフスタン | | 1 | | | | | 1 |
| | ベルギー | 2 | | | 1 | | | 3 |
| | オランダ | 3 | 1 | 2 | 1 | | | 7 |
| | デンマーク | | 2 | | | | | 2 |
| | スペイン | | | 1 | | 1 | | 2 |
| | スウェーデン | | 2 | 1 | 2 | | | 5 |
| | フランス | 3 | 5 | 5 | 2 | 1 | | 16 |
| | フィンランド | | | | | 1 | | 1 |
| | アイルランド | 2 | 1 | 1 | | | | 4 |
| | オーストリア | | | 2 | | | | 2 |
| | ポルトガル | 1 | | | | | | 1 |
| | ロシア | | 1 | 1 | | | | 2 |
| | ハンガリー | | | | 1 | | | 1 |
| アフリカ(1) | ザイール | | | | | 1 | | 1 |
| 北米 (55) | アメリカ | 11 | 16 | 7 | 6 | 9 | | 49 |
| | カナダ | 1 | 2 | 2 | | 1 | | 6 |
| 中南米 (7) | ブラジル | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 4 |
| | メキシコ | 2 | | | | 1 | | 3 |
| 合 計 | | 47 | 65 | 46 | 41 | 44 | | 243 |

(表12-7) 外国人研究者受け入れ状況

| 区分(経費負担別) | 年度 平成 6年度 | 平成 7年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 10 年度 | 合計 |
|-------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|----------------|------|
| 1 文部省事業 | 8 | 4 | 4 | 2 | 5 | 23 |
| (1) 外国人教師・講師等 | (1) | (1) | (4) | | (3) | (9) |
| (2) 中国政府派遣研究員 | | (1) | | | | (1) |
| (3) 科学研究補助金(國研院) | (7) | (2) | | (2) | | (11) |
| (4) 科学研究補助金(その他) | | | | | (2) | (2) |
| 2 文部省以外の政府関係機関 | 0 | 2 | 8 | 0 | 0 | 10 |
| (1) 日本学術会議 | | | (8) | | | (8) |
| (2) 国際協力事業団(JICA) | | (1) | | | | (1) |
| (3) その他 | | (1) | | | | (1) |
| 3 その他の国内資金 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 6 私費 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 合 計 | 9 | 7 | 12 | 3 | 6 | 37 |

かつて内は内訳人数

(表12-8) 国・地域別外国人研究者受入数

| 国・地域 | 年度 平成 6年度 | 平成 7年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 10年度 | 合計 |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|------------|----|
| アジア | 大韓民国 | 6 | | | | 6 |
| | 中華人民共和国 | 1 | 4 | 2 | | 8 |
| | タイ王国 | | | | 1 | 1 |
| | イスラエル | | | 1 | | 1 |
| 大洋州 | オーストラリア | | | | 1 | 1 |
| 欧州 | ドイツ連邦共和国 | | | 3 | 2 | 7 |
| | ノルウェー | | | 1 | | 1 |
| | ハンガリー | | | 2 | | 2 |
| | ルーマニア | | | 1 | | 1 |
| 北米 | アメリカ | 2 | 2 | 2 | | 8 |
| 中南米 | パラグアイ | | 1 | | | 1 |
| 合 計 | 9 | 7 | 12 | 3 | 6 | 37 |